
訓 令

川崎市訓令第5号庁中一般
各 かい

川崎市職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年9月29日

川崎市長 阿部 孝夫

川崎市職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成23年川崎市訓令第4号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

上下水道局規程

川崎市上下水道局規程第35号

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年9月28日

川崎市上下水道事業管理者 平岡 陽一

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局企業職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成23年上下水道局規程第34号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示

川崎市上下水道局告示第30号

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者の指定について

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者規程（平成

10年水道局規程第3号）第4条の規定に基づき、川崎市上下水道局指定給水装置工事業者として次の者を指定したので、同規程第8条第1号の規定により告示します。

平成23年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 平岡 陽一

1 指 定 番 号 第1249号

氏名又は名称 環境サービス

住 所 東京都世田谷区上用賀6丁目31番9号

代表者氏名 齊藤 宏行

指 定 年 月 日 平成23年9月20日

2 指 定 番 号 第1250号

氏名又は名称 有限会社田中装建

住 所 神奈川県海老名市今里三丁目23番23号

代表者氏名 田中 弘伸

指 定 年 月 日 平成23年9月20日

川崎市上下水道局告示第31号

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者の指定事項の変更について

川崎市上下水道局指定給水装置工事業者規程（平成10年水道局規程第3号）第5条に基づく届出があり、次の指定給水装置工事業者の指定事項の変更を行いましたので告示します。

平成23年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 平岡 陽一

1 指 定 番 号 第1065号

氏名又は名称 有限会社川瀬設備設計

住 所 (新) 横浜市都筑区東山田三丁目19番18号B-105
(旧) 横浜市都筑区北山田一丁目15番9

代表者氏名 川瀬 清

変 更 年 月 日 平成23年7月4日

2 指 定 番 号 第161号

氏名又は名称 株式会社フルヤテクノ

住 所 (新) 川崎市宮前区東有馬四丁目11番1号
(旧) 川崎市多摩区宿河原五丁目23番11号

代表者氏名 古谷 貴

変 更 年 月 日 平成23年7月19日

3 指 定 番 号 第24号

氏名又は名称 有限会社山口工務店

住 所 川崎市川崎区宮前町3番10号

代表者氏名 (新) 山口 晃

(旧) 山口 好治

- 変更年月日 平成23年7月19日
- 4 指定番号 第904号
氏名又は名称 株式会社ミナト
住 所 横浜市港南区下永谷三丁目3番1号
代表者名 (新) 田中 匡
(旧) 田中 章雄
- 変更年月日 平成23年7月23日
- 5 指定番号 第386号
氏名又は名称 ミズテック株式会社
住 所 神奈川県綾瀬市深谷3898番地1
代表者名 (新) 加藤 貴志
(旧) 加藤 政美
- 変更年月日 平成23年7月15日

- 営業所所在地 相模原市南区大野台1-18-15
代表者氏名 大塚 正男
指定番号 844
商号又は名称 株式会社モリヤ工商
営業所所在地 神奈川県藤沢市長後787
代表者氏名 森 秀夫
指定番号 845
商号又は名称 有限会社緑川工業
営業所所在地 横浜市瀬谷区橋戸2-40-3
代表者氏名 緑川 正
指定番号 846
商号又は名称 有限会社土屋工業
営業所所在地 横浜市港北区篠原町3072
代表者氏名 土屋 高規
指定番号 847
商号又は名称 有限会社川瀬設備設計
営業所所在地 横浜市都筑区東山田3-19-18 B
-105
代表者氏名 川瀬 清

川崎市上下水道局告示第32号

川崎市排水設備指定工事店の指定について

川崎市排水設備指定工事店の指定等に関する規程（平成22年川崎市水道局規程第64号）第5条の規定に基づき、川崎市排水設備指定工事店として指定したので、同規程第12条第1号の規定により告示します。

平成23年9月29日

川崎市上下水道事業管理者 平岡陽一

- 1 指定有効期間
平成23年10月1日 から
平成28年7月31日 まで
- 2 指定工事店
指定番号 843
商号又は名称 株式会社大塚設備工業

上下水道局公告

川崎市上下水道局公告第52号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 平岡陽一

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	水道用ダクタイトル铸铁仕切弁700mm3基
	履行場所	多摩区生田1丁目1-1番地先
	履行期間	契約の日から平成24年1月13日まで
参加資格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「水道用品」のランク「A」又は「B」に登載されていること。</p> <p>(4) 「川崎市上下水道局給配水用機材等審査委員会」において、機材承認された製品を確実に納入できること。</p>	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年10月13日 午後2時00分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	

そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp
-------	---

川崎市上下水道局公告第53号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年9月20日

川崎市上下水道事業管理者 平 岡 陽 一

(案件1)

競争入札に付する事項	件 名	川崎区下水枝線実施設計委託第5号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成25年1月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。 (4) 平成18年4月1日以降に下水道管きよの改築・更新に係る実施設計委託業務の契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。 (5) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者を配置できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年10月17日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に付する事項	件 名	データ変換業務委託
	履 行 場 所	川崎市川崎区宮本町1番地 ほか局指定場所
	履 行 期 間	契約の日から平成25年3月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「電算関連業務」、希望種目「その他の電算関連業務」に登録されていること。 (4) 作業実施場所は、次の認証等を全て取得している施設であること。 ア ISO9001認証 イ ISO27001認証 ウ プライバシーマーク (5) 設計書の内容を遵守し、確実に業務委託が遂行できること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月13日 午前11時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	

契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件3)

競争入札に付する事項	件 名	南部下水管内取付管布設第2号工事
	履 行 場 所	川崎市川崎区・幸区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月31日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月18日 午前10時30分(川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件4)

競争入札に付する事項	件 名	有馬1丁目200mm配水管布設替工事
	履 行 場 所	自:宮前区有馬1丁目22番地先 至:宮前区有馬1丁目24-13番地先
	履 行 期 間	契約の日から120日間
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課(〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	

入札日時等	平成23年10月14日 午後1時30分 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件5)

競争入札に付する事項	件 名	登戸300mm-100mm配水管布設替工事
	履行場所	自：多摩区登戸1888番地先 至：多摩区登戸1890-1番地先 ほか1件
	履行期間	契約の日から115日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「水道施設」、希望種目「配水施設」、ランク「B」に記載されていること。 (6) 主任技術者(業種「水道施設」又は「土木」)を専任で配置できること。 (7) 水道施設工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月13日 午後2時30分 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件6)

競争入札に付する事項	件 名	長沢浄水場 排水処理施設加圧脱水機1・2号機修理工事
	履行場所	川崎市多摩区三田5-1-1 (長沢浄水場内)
	履行期間	契約の日から平成24年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に記載されていること。 (5) 主任技術者(業種「機械器具設置」)を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	

契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116
入札日時等	平成23年10月13日 午後3時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件7)

競争入札に付する事項	件 名	加瀬水処理センター南系返送汚泥ポンプ整備その他工事
	履 行 場 所	川崎市幸区南加瀬4-40-22
	履 行 期 間	契約の日から平成24年3月15日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」に登録されていること。 (5) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。 (6) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (7) 平成9年4月1日以降に、下水道施設又は水道施設におけるポンプ設備に係るポンプの製作・据付工事又は整備工事の元請としての完工実績を有すること。ただし、共同企業体により施行した工事については、出資割合が20%以上であること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月18日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件8)

競争入札に付する事項	件 名	麻生水処理センターNo.1-2、No.1-3池終沈汚泥かき寄せ機整備工事
	履 行 場 所	川崎市麻生区上麻生6-15-1
	履 行 期 間	契約の日から平成24年2月29日まで
参 加 資 格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「機械」、希望種目「水処理施設」に登録されていること。 (6) 主任技術者（業種「機械器具設置」）を配置できること。	

	(7) 機械器具設置工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年10月18日 午前11時30分 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

(案件9)

競争入札に付する事項	件 名	久地地区ほか下水枝線第7号工事
	履行場所	川崎市高津区久地2丁目、宮前区有馬6丁目地内ほか
	履行期間	契約の日から平成24年3月15日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「B」に登載されていること。 (6) 主任技術者(業種「土木」)を専任で配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課 (〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地) 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月18日 午前11時 (川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室)	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件10)

競争入札に付する事項	件 名	富士見地区下水枝線撤去工事
	履行場所	川崎市川崎区富士見1丁目地内
	履行期間	契約の日から90日間
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 建設業退職金共済制度に加入していること。 (4) 川崎市内に本社を有する中小企業であること。 (5) 平成23・24年度川崎市工事請負有資格業者名簿の業種「下水管きよ」、希望種目「下水道開削」、ランク「C」に登載されていること。	

	(6) 主任技術者（業種「土木」）を配置できること。 (7) 土木工事業に係る建設業の許可を受けていること。 (8) 有効期間内の経営事項審査の総合評定値通知書を有していること。
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117
入札日時等	平成23年10月18日 午後1時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）
入札保証金	免
契約書作成	要
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。
その他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp

川崎市上下水道局公告第54号

一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年9月27日

川崎市上下水道事業管理者 平岡陽一

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	中部下水管内管きよ清掃委託その3
	履行場所	川崎市中原区・高津区地内
	履行期間	契約の日から平成24年3月31日まで
参加資格	(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。 (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。 (3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「屋外清掃」、希望種目「下水道清掃」に記載されていること。 (4) 川崎市内に本社を有すること。 (5) 川崎市産業廃棄物収集運搬業の許可（産業廃棄物の種類に汚泥が含まれていること。）を受けていること。 (6) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を専任で配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。	
契約条項を示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3116	
入札日時等	平成23年10月24日 午前10時30分（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
その他	本案件は、川崎市契約条例第7条第1項第2号に規定する特定業務委託契約に該当します。 川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件2)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区下水枝線実施設計委託第7号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	契約の日から平成24年11月30日まで
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」、希望種目「下水道部門」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に下水管きよの改築・更新に係る実施設計委託業務の元請としての契約実績を有し、当該実績をTECRISにより確認できること。</p> <p>(5) 技術士（総合技術監理部門）の資格を有する者を配置できること。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月24日 午前10時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

(案件3)

競争入札に 付する事項	件 名	川崎区既設管実態調査委託第1号
	履 行 場 所	川崎市川崎区地内
	履 行 期 間	契約の日から130日間
参 加 資 格	<p>(1) 川崎市上下水道局契約規程第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。</p> <p>(2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。</p> <p>(3) 平成23・24年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「施設維持管理」、希望種目「下水管きよテレビカメラ調査」に登録されていること。</p> <p>(4) 平成18年4月1日以降に既設管実態調査委託の契約実績を有し、当該実績をTECRIS等により確認できること。</p> <p>(5) 管きよ内の作業に当たり、産業洗浄技能士（高圧洗浄作業）の技能検定合格者及び酸素欠乏・硫化水素危険作業主任技能講習修了者を配置できること。なお、双方は兼任できるものとします。</p>	
契約条項を 示す場所等	川崎市上下水道局総務部契約課（〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地） 電話 044-200-3117	
入札日時等	平成23年10月24日 午前11時（川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室）	
入札保証金	免	
契約書作成	要	
入札の無効	この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札又は川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。	
そ の 他	川崎市ホームページ「入札情報かわさき」アドレス http://keiyaku.city.kawasaki.jp	

上下水道局公告(調達)

川崎市上下水道局公告(調達)第24号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年10月11日

川崎市上下水道事業管理者 平岡陽一

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

個人情報保護環境機器賃貸借一式

(2) リース物品の特質等

仕様書によります。

(3) 履行場所

仕様書によります。

(4) 履行期間

平成24年3月1日から平成29年2月28日まで

(5) 本案件は、電子入札案件です。競争入札参加希望者は本市の電子入札システムにより競争入札参加申込を行ってください。ただし、提出期限までに本市の電子入札システムの利用者登録ができない場合は、紙入札方式に代えることができます。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たさなければなりません。

(1) 川崎市上下水道局契約規程(昭和41年水道局規程第28号)第2条の規定に該当しないこと。

(2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿の業種「リース」のうち希望種目「事務用機器」に登載されており、かつ、A又はBの等級に格付けされていること。

なお、有資格業者名簿に登載のない者(入札参加業種に登載のない者を含む)は、財政局資産管理部契約課で所定の様式により、資格審査申請を平成23年10月28日までに行ってください。

(3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 仕様書の内容を遵守し、物品のリース及び役務を確実に履行することができること。

3 入札説明書等の閲覧及び交付

次により入札説明書等を閲覧することができます。また、希望者には次により無償で交付します。

(1) 場所 川崎市上下水道局総務部契約課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-3116

(2) 期間 平成23年10月11日～平成23年10月28日

(土曜日、日曜日を除く。)

午前8時30分～正午、午後1時00分～午後5時

4 競争入札参加申込書等の配布、提出及び問い合わせ先

この入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

(1) 配布

申込書等は、インターネットからダウンロードすることができます(「入札情報かわさき」の「入札情報」物品の欄の「上下水道局入札公表」の中にあります)。ダウンロードができない場合には、3(2)の期間に、3(1)の場所で配布します(「入札情報かわさき」のアドレス [http:// keiyaku.city.kawasaki.jp](http://keiyaku.city.kawasaki.jp))。

(2) 提出期間及び場所

競争入札参加申込書及び5の書類は、電子入札システムにより次の期間に提出してください。

提出期間 平成23年10月11日～平成23年10月28日
午前8時～午後8時

ただし、電子入札システムによりがたい者は、3(1)の場所に、3(2)の期間中に提出してください。

なお、申込書等の郵送による提出は認めません。

(3) 問い合わせ先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市上下水道局総務部契約課 担当 伊藤

電話 044-200-3116

5 競争入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、仕様書に定められた条件を満たす物品のリース及び役務を確実に履行できることを証明する書類等を提出しなければなりません。

また、提出された書類等に関し、説明を求められたときはこれに応じなければなりません。提出された書類等を審査した結果、この物品のリース及び役務を確実に履行できると認められた者に限り入札に参加することができます。

6 仕様に関する問い合わせ先

川崎市上下水道局総務部情報管理課 担当 星野

電話 044-200-3183

7 確認通知書等の交付

競争入札参加申込書を提出した者には、平成23・24年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の「物品」の委任先メールアドレスに、平成23年11月14日に確認通知書を送付します。

また、当該委任先のメールアドレスを登録していない者には、平成23年11月14日の午前9時から正午までの間に3(1)の場所において確認通知書を交付します。

8 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) この公告に定める資格要件を満たさなくなったとき。
- (2) 競争入札参加申込書その他の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

9 入札の手続等

(1) 入札方法

入札は次のいずれかによる方法とし、入札金額は総価で行います。

ア 電子入札システムによる入札の場合

入札書の提出期限 平成23年11月22日
午前9時

イ 持参による入札の場合

(ア) 入札書の提出日時 平成23年11月22日
午前10時

(イ) 入札書の提出場所 川崎市役所第2庁舎
4階上下水道局入札室

ウ 郵送（書留郵便に限る。）による入札の場合

(ア) 入札書の提出期限 平成23年11月21日
必着

(イ) 入札書の提出先 3(1)に同じ

(2) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成23年11月22日 午前10時

イ 場所 川崎市役所第2庁舎4階上下水道局入札室

(3) 入札保証金

免除とします。

(4) 落札者の決定方法

川崎市上下水道局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者が行った入札及び川崎市上下水道局において定める川崎市上下水道局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 契約の手続等

次により、契約を締結します。

(1) 契約保証金は、次のとおりとします。

ア 川崎市上下水道局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納

付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

必要とします。

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市契約条例（昭和39年川崎市条例第14号）、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

11 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) この公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市上下水道局契約規程、川崎市上下水道局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased:

a set of rental device protecting personal information environment

(2) Time limit for tender:

a By electronic bidding system

9:00A.M., 22 November, 2011

b Direct delivery

10:00A.M., 22 November, 2011

c By mail

21 November, 2011

(3) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Contract Section

General Affairs Department

Waterworks Bureau

1 Miyamoto-cho, Kawasaki-ku

Kawasaki-City, Kanagawa

210-8577, Japan

TEL:044-200-3116

交通局公告（調達）

川崎市交通局公告（調達）第21号

特定調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年10月11日

川崎市交通事業管理者

交通局長 田 卷 耕 一

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び予定数量

- ア 軽油A (12月分) 82キロリットル
- イ 軽油B (12月分) 100キロリットル
- ウ 軽油C (12月分) 65キロリットル
- エ 軽油D (12月分) 125キロリットル
- (2) 購入物品の特質等
仕様書によります。
- (3) 納入場所
 - ア 川崎市交通局上平間営業所
 - イ 川崎市交通局塩浜営業所
 - ウ 川崎市交通局井田営業所
 - エ 川崎市交通局鷺ヶ峰営業所
- (4) 納入期間
平成23年12月1日から平成23年12月31日まで
- (5) 一連の調達契約に関する事項
今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期
軽油 (1月分) 約367キロリットル
平成23年11月頃
軽油 (2月分) 約338キロリットル
平成23年12月頃
軽油 (3月分) 約369キロリットル
平成24年1月頃
※ 上記の一連の調達契約の納入期間、数量及び入札公告時期については変更することがあります。
- 2 一般競争入札参加資格
この入札に参加を希望する者は、次の条件をすべて満たしていなければなりません。
 - (1) 川崎市交通局契約規程(昭和42年交通局規程第4号)第2条の規定に該当しないこと。
 - (2) 入札期日において、平成23・24年度川崎市製造の請負・物件の買入れ等有資格業者名簿(以下「有資格業者名簿」という。)の業種「燃料・油脂類」種目「石油製品・オイル」に登録されており、かつ、ランク「A」に格付けされていること。
なお、有資格業者名簿に登録のない者(入札参加業種を登録していない者を含む。)は、財政局資産管理部契約課に所定の様式により、資格審査申請を平成23年10月28日までに行ってください。申請の際には、この公告文の写しを持参してください。
 - (3) 入札期日までの間、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止の措置を受けていないこと。
 - (4) 仕様書による内容を遵守し、当該物品を確実に納入することが可能であること。
- 3 一般競争入札参加資格確認申請書等の配布、提出及び問い合わせ先
この入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書及び5の書類を提出しなけれ

ばなりません。

- (1) 配布・提出及び問い合わせ先
川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階
川崎市交通局企画管理部経理課 契約担当 田中
電話 044-200-3228(直通)
※ 一般競争入札参加資格確認申請書等は、「交通局入札情報」のホームページからもダウンロードできます。
- (2) 配布・提出期間
平成23年10月11日から平成23年10月28日までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。)
- (3) 提出方法
持参
- 4 入札説明書の交付
3により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、入札説明書を無料で交付します。
また、入札説明書は3(1)の場所において、3(2)の期間中縦覧に供します。
- 5 一般競争入札参加者に求められる義務
この入札に参加を希望する者は、購入物品を安定して供給できることを証明する書類を平成23年10月28日までに3(1)の場所に提出しなければなりません。
この場合において、提出された書類等を審査した結果、当該物品を納入することができるものと認められた者に限り、入札に参加することができます。
なお、入札参加者は、当該書類に関し説明を求められたときは、それに応じなければなりません。
- 6 一般競争入札参加資格確認の通知
一般競争入札参加資格確認申請書等を提出した者には、その結果を平成23年11月4日までに一般競争入札参加資格確認通知書により通知します。
- 7 仕様に関する問い合わせ先
川崎市交通局自動車部運輸課 担当 石沢
電話 044-200-3241(直通)
- 8 一般競争入札参加資格の喪失
一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。
 - (1) 上記2に定める資格条件を満たさなくなったとき。
 - (2) 一般競争入札参加資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。
- 9 入札の手続等
1(1)の購入物品ごとにそれぞれ入札及び契約に付するものとし、1キロリットル(1,000リットル)当たりの単価で行います。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わ

ず、一切の諸経費を含めて見積もった金額から軽油引取税額を控除した額の105分の100に相当する金額に、軽油引取税額を加算した金額を入札書に記載してください。

(1) 入札方法

ア 持参による入札の場合

(ア) 日 時 平成23年11月21日 午前11時00分

(イ) 場 所 川崎市交通局会議室 川崎御幸ビル8階

川崎市川崎区砂子1丁目8番地9

イ 郵送による入札の場合

(ア) 期 限 平成23年11月17日 必着

(イ) あて先 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市交通局企画管理部経理課長

必ず書留郵便により送付してください。

(2) 入札保証金

免除

(3) 開札の日時及び場所

9(1)アに同じ。

(4) 落札者の決定方法

川崎市交通局契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市交通局競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

10 再度の入札の実施

落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行います。ただし、その入札が川崎市交通局競争入札参加者心得第7条の規定により無効とされた者及び開札に立ち会わない者は除きます。

11 契約の手続等

次により契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市交通局契約規程第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 契約条項等の閲覧

川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等は、3(1)の場所において閲覧できます。

12 入札に関する苦情

入札に関する苦情等について、苦情の原因となった

事実を知り得たときから10日以内に、川崎市政府調達苦情検討委員会（以下「委員会」という。）へ申し立てることができます。

13 その他

(1) この特定調達契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は入札説明書によります。

(3) 公告に定めるもののほか、川崎市交通局契約規程及び川崎市交通局競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(4) この契約の目的物に係る税制改正が実施された場合は、それによるものとします。

(5) 落札者の決定後、苦情申立てが行われた場合、委員会申立ての検討期間中、契約締結等の手続を一時停止することがあります。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

①Gas Oil Quantity 82kl

②Gas Oil Quantity 100kl

③Gas Oil Quantity 65kl

④Gas Oil Quantity 125kl

(2) Time limit for tender:

11:00 A.M. 21 November, 2011

(3) Time limit for tender by mail:

17 November, 2011

(4) Contact point for the notice:

KAWASAKI CITY OFFICE

Accounting Section

Transportation Bureau

1-8-9, Isago, Kawasaki-ku

Kawasaki, Kanagawa 210-0006, Japan

TEL:044-200-3228

病 院 局 規 程

川崎市病院局規程第19号

川崎市病院局企業職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

平成23年9月29日

川崎市病院事業管理者 秋月 哲史

川崎市病院局企業職員の勤務時間及び休憩

時間の特例に関する規程の一部を改正する

規程

川崎市病院局企業職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成23年川崎市病院局規程第18号）の一

部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

病院局公告(調達)

川崎市病院局公告(調達)第36号

入札公告

物品調達契約に関する一般競争入札について次のとおり公告します。

平成23年10月11日

川崎市病院事業管理者 秋 月 哲 史

1 総則

(1) 別紙の案件に係る契約条項を示し、また関連情報入手するための照会窓口は、次のとおりです。

病院局経営企画室契約担当(以下「病院局契約担当」といいます。)

川崎市川崎区砂子1丁目8番9号 川崎御幸ビル7階 電話044-200-3857(代表)

(2) 川崎市病院局契約規程(以下「契約規程」といいます。)及び川崎市病院局競争入札参加者心得(以下「参加者心得」といいます。)ほかの契約関係規程並びに物品調達に関する仕様書は、病院局契約担当の窓口で縦覧できるほか、インターネットにおいて、病院局入札情報のページで閲覧することができます。

(http://www.city.kawasaki.jp/35/35byoin/byoin_keiyaku/jouhou/keiyaku_top.htm)

(3) 本書に示された諸手続きで期間が定められている場合、休庁日は当該期間から除かれます。さらに、縦覧を含む諸手続きの時間については、当該期間の日の午前8時30分から正午までと、午後0時45分から午後5時までに限ります。

(4) 競争参加の申込み及び競争参加資格について

ア 競争参加申込書は、別紙の案件ごとに定められた期間に病院局契約担当窓口で受け取ります。

イ 本書において「名簿」とは、「平成23・24年度川崎市製造の請負、物件の買入れ等有資格業者名簿」をいいます。競争参加者は、別紙の案件ごとに定められた競争参加資格のほか、次の全ての条件を満たす必要があります。

(ア) 契約規程第2条の規定に該当しないこと。

(イ) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中ではないこと。

(ウ) 法令等に従い、本件契約を確実に履行する資

格及び能力を有すること。

(エ) 本書に定める各種書面の提出、現場説明会への出席等の競争参加者の義務を誠実に履行すること。

ウ 競争参加資格があると認められた者には、別紙の案件ごとに競争参加資格確認通知書を事前に交付します。競争参加資格があると認め難い者には、別途お知らせします。

エ 競争参加資格があると認められた者が、競争参加申込書及び本書に定めるその他の提出書類について虚偽の記載をしたときは、本件競争入札に参加することはできません。

(5) 仕様等に関する問合せの方法について

仕様等に関する問合せは、質問書(様式は病院局入札情報のページで取得できます。)により受け取ります。また、提出された質問書は1(1)の照会窓口へ回答書と共に掲示を行い、併せて1(2)の病院局入札情報のページにも掲載を行います。

(6) 入札及び開札について

ア 入札及び開札の日時は別紙に定めるとおりとし、場所については次のとおりとします。

川崎市川崎区砂子1丁目8番9号 川崎御幸ビル7階

イ 入札を行い、又は開札に立会う者は、競争参加資格確認通知を受けた者又はその代理人とします。

なお、代理人が立会う場合は、入札に関する権限及び開札の立会いに関する権限の委任を受けた旨の書面を事前に提出しなければなりません。

ウ 入札保証金は免除します。

エ 落札者の決定については、別紙の案件ごとに契約規程第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は調査を行うことがあるほか、最低制限価格が設定されている案件については、その価格に満たない価格で入札した者の入札は無効とします。

入札書記載金額の最も低い者が予定価格を上回り、落札者を決定できないときは、直ちに再度入札を行います。ただし、その前回の入札が参加者心得の規定により無効とされた者及び開札に立会わない者は再度入札に参加できません。

オ 参加者心得において無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 契約の締結について

落札者とは別紙の案件ごとに次の条件で契約を締結します。

ア 契約保証金は契約金額の10パーセントとし

す。ただし、契約規程第34条各号に該当する場合は免除します。

イ 契約書の作成を必要とします。

(案件1)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する薬液・薬ビン用蒸気滅菌装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年10月11日(火)から平成23年10月17日(月)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	過去2年間に、本調達に係る類似の契約実績を2件以上有していない場合は必要となります。(落札者はその証として、契約書の写しを2件分病院局契約担当に提出すること。)	
入札及び開札	平成23年10月26日(水) 午前10時00分	

(案件2)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する乾熱滅菌装置の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年10月11日(火)から平成23年10月17日(月)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	過去2年間に、本調達に係る類似の契約実績を2件以上有していない場合は必要となります。(落札者はその証として、契約書の写しを2件分病院局契約担当に提出すること。)	
入札及び開札	平成23年10月26日(水) 午前10時00分	

(案件3)

競争入札に付する事項	件名	川崎病院で使用する閉鎖・開放両用保育器の調達
	履行場所	川崎市川崎区新川通12-1 川崎市立川崎病院
	履行期限	平成24年3月30日(金)まで
競争参加資格	名簿の登録	業種「医療機器」 種目「医療機器」
競争参加の申込	平成23年10月11日(火)から平成23年10月17日(月)まで受け付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	免除とします。	
入札及び開札	平成23年10月26日(水) 午前10時00分	

(案件4)

競争入札に付する事項	件名	井田病院で使用するABC粉末消火器の調達
	履行場所	川崎市立井田病院
	履行期限	平成23年11月30日(水)まで

競争参加資格	名簿の登録	業種 「消防・防災用品」 種目 「消火器」 所在区分 「市内」
競争参加の申込	平成23年10月11日（火）から平成23年10月17日（月）まで受付けます。	
最低制限価格の有無	設定しません。	
契約保証金	免除とします。	
入札及び開札	平成23年10月28日（金） 午前10時00分	

消 防 局 訓 令

川崎市消防局訓令第16号

局内一般
消 防 署

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 9月29日

川崎市消防長 福井 昭久

川崎市消防局警防規程の一部を改正する訓令

川崎市消防局警防規程（平成17年消防局訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第72条第1項第1号中「東海地震観測情報」を「東海地震に関連する調査情報（臨時）」に改める。

別表第2 災害対策本部派遣要員の項中

事務局員2人 連絡員A1人 連絡員B2人	1 市災害対策本部事務局の事務遂行に関すること。
	2 市災害対策本部との連絡調整に関すること。 （事務局員・企画担当2名、連絡員A・警防課1名、連絡員B・警防課2名）

を

各部連絡員1人 本部連絡員2人	市災害対策本部との連絡調整に関すること。 （各部連絡員・警防課1名、本部連絡員・企画担当2名）
--------------------	--

に改める。

別表第4 火災の項中

「

(第2出場隊)	
救 助	2
救 急	1
はしご	1

を

「

(第2出場隊)

救 助	2
救 急	1
はしご	1
指 揮	1

に改め、救助の項中

「

ポンプ	6
救 助	3
救 急	6
航 空	1
指 揮	1

を

「

ポンプ	6
救 助	3
救 急	6
航 空	1
指 揮	2

に改める。

附 則

この訓令は、平成23年10月1日から施行する。

川崎市消防局訓令第17号

局内一般
消 防 署

川崎市消防職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 9月30日

川崎市消防長 福井 昭久

川崎市消防職員の勤務時間及び休憩時間の

特例に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市消防職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成23年消防局訓令第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令**川崎市教育委員会訓令第2号**

川崎市教育委員会職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令をここに公布する。

平成23年9月29日

川崎市教育委員会

委員長 佐々木 武 志

川崎市教育委員会職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令

川崎市教育委員会職員の勤務時間及び休憩時間の特例に関する規程（平成23年川崎市教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「規程」を「規定」に改める。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

職員共済組合規則**川崎市共済規則第1号**

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年9月20日

川崎市職員共済組合

理事長 砂 田 慎 治

川崎市職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

川崎市職員共済組合貸付規則（昭和43年共済規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

8 この規則による規定にかかわらず、当分の間、第3条第2項第2号の事由による普通貸付、住宅貸付及び災害貸付を休止する。ただし、規則第22条に規定する貸付けについてはこの限りではない。

9 第5条第1項第1号の規定にかかわらず、当分の間、第3条第2項第1号の事由による普通貸付の限度額は50万円とする。ただし、施行日前に普通貸付を受けた者が、施行日後に第3条第2項第1号の事由による普通貸付を受ける場合の限度額については、この規定及び第5条第1項第1号の規定による額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

川 崎 区 公 告**川崎市川崎区公告第78号**

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、川崎市川崎区池上新町1丁目8番14号 車 正博 他6名について、別紙のとおり住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月16日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え（以下「取消訴訟」といいます。）は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として（川崎市市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第79号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、川崎市川崎区池上新町1丁目8番14号 車 正博 他3名について、別紙のとおり印鑑の登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月16日

川崎市川崎区長 豊 本 欽 也

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に

ついでに判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市川崎区公告第80号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明の

ため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月29日

川崎市川崎区長 豊本 欽也

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成23年10月12日	計4件
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	計25件
平成23年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成23年10月12日	計7件
平成23年度	軽自動車税	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	計11件

(別紙省略)

幸 区 公 告

川崎市幸区公告第32号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康

保険法(昭和33年12月27日法律192号)第78条で準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月20日

川崎市幸区長 森下 和子

年 度	科 目	期 別	この公告により変更する納期限	件数・備考
平成23年度	国民健康保険料	第 1 期 分		計5件
平成23年度	国民健康保険料	第 2 期 分		計10件

(別紙省略)

川崎市幸区公告第33号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交

付します。

平成23年9月29日

川崎市幸区長 森下 和子

年 度	税 目	期 別	この公示により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成23年10月12日	1 件
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	16件
平成23年度 (平成21年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	1 件
平成23年度 (平成22年 度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	1 件
平成23年度	市 民 税 (法 人)	7 月 分	平成23年10月12日	2 件
平成23年度	固 定 資 産 税 ・ 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成23年10月12日	4 件

(別紙省略)

中 原 区 公 告

川崎市中原区公告第38号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行（昭和42年 政令第292号）第12条第1項の規定により、中原区木月4丁目23番7号 H Y G G E 406 山田 未央 他7名 に対して別紙のとおり住民票を職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月8日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第39号

川崎市印鑑条例（昭和51年川崎市条例第8号）第12条第1項第6号の規定により、中原区中丸子546番地 伊

藤 絹江 他1名 に対して印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定によりその者に通知しなければならないところ、住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月8日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第40号

次の国民健康保険料に係る納入通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月12日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	科 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	国 民 健 康 保 険 料	第 3 期	平成23年9月30日 (第3期分)	計3件
平成23年度	国 民 健 康 保 険 料	23年度相当分		計4件
平成23年度	国 民 健 康 保 険 料	過年度随時分	平成23年9月30日 (過年8月分)	計2件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第41号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告しま

す。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月13日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市・県民税 (普通徴収)	8月随時分 以 降	平成23年9月30日 (8月随時分)	計13件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第42号

次の国民健康保険料に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和33年12月27日法律第192号）第78条で準用する地方税法（昭和25年法律第226条）第20条の2の規

定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月20日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	科 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	国民健康 保 險 料	第 1 期	平成23年10月1日 (第1期分)	計15件
平成23年度	国民健康 保 險 料	第 2 期	平成23年10月1日 (第2期分)	計26件
平成23年度	国民健康 保 險 料	第 3 期	平成23年10月1日 (第3期分)	計270件
平成23年度	国民健康 保 險 料	過 年 度 随 時 分	平成23年10月1日 (過年度随時分)	計5件

(別紙省略)

川崎市中原区公告第43号

差押調書（謄本）を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月21日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

(別紙省略)

川崎市中原区公告第44号

次の市税に係る督促状を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月29日

川崎市中原区長 小野寺 京 子

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市・県民税 (普通徴収)	第 2 期 分	平成23年10月12日	計47件
平成23年度	市・県民税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	計12件
平成23年度	市 民 税 (法 人)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	計 1 件

(別紙省略)

高 津 区 公 告

川崎市高津区公告第35号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292条)第12条第1項の規定により、川崎市高津区諏訪3丁目9番3号サンコーポ協和 205 三浦 誠一郎 他4名の住民票を別紙のとおり職権消除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月20日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」と言います。)は、前記の審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は前記の審査請求についての裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がない時、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第36号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、川崎市高津区子母口324番地 子母口 荘 102 杉山 勢子 他2名について、別紙のとおり印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月20日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

(別紙省略)

川崎市高津区公告第37号

次の市税に係る督促状を別紙記載の方に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は、送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月29日

川崎市高津区長 船 橋 兵 悟

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成23年10月12日	計22件

平成23年度 (平成22年度課税分)	市民税・県民税 (普通徴収)	6月随時分	平成23年10月12日	計1件
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	7月随時分	平成23年10月12日	計1件
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	第2期分	平成23年10月12日	計30件
平成23年度	固定資産税 都市計画税 (土地・家屋)	第2期分	平成23年10月12日	計1件
平成23年度	軽自動車税	7月随時分	平成23年10月12日	計1件

(別紙省略)

川崎市高津区公告第38号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

(別紙省略)

平成23年9月30日

川崎市高津区長 船橋兵悟

多 摩 区 公 告

川崎市多摩区公告第45号

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第8条及び住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第1項の規定により、川崎市多摩区中野島4丁目19番48号 東西熱化学株式会社内 瓜本 英之 ほか17名について、別紙のとおり住民票を職権削除しましたので、同条第4項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月28日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴え(以下「取消訴訟」といいます。)は、前記の審査請求についての判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、取消訴訟は、前記の審査請求についての判決を経た後でなければ提起することができな

いこととされていますが、①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも取消訴訟を提起することができます。

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第46号

川崎市印鑑条例(昭和51年川崎市条例第8号)第12条第1項第6号の規定により、川崎市多摩区中野島4丁目20番1号 コーポ豊栄 104 末永 圭之助 ほか4名について、別紙のとおり印鑑登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により、その者に通知しなければならないところ住所及び居所が明らかでないので公示します。

平成23年9月28日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての判決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。

川崎市多摩区公告第47号

次の市税に係る 督促状 を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月29日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

年 度	税 目	期 別	この公告により滞納 処分に着手し得る日	件数・備考
平成23年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	第 1 期 分	平成23年10月12日	計15件
平成23年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	6 月 随 時 分	平成23年10月12日	計 1 件
平成23年度	市 民 税 県 民 税 (普通徴収)	7 月 随 時 分	平成23年10月12日	計 2 件
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	第 2 期 分	平成23年10月12日	計 7 件
平成23年度	固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 (土地・家屋)	6 月 随 時 分	平成23年10月12日	計 1 件
平成23年度	軽 自 動 車 税	全 期 分	平成23年10月12日	計 1 件

(別紙省略)

川崎市多摩区公告第48号

差押調書(謄本)を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月29日

川崎市多摩区長 門ノ沢 俊 明

(別紙省略)

麻 生 区 公 告

川崎市麻生区公告第31号

次の市税に係る納税通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び川崎市市税条例(昭和25年川崎市条例第26号)第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

平成23年9月13日

川崎市麻生区長 瀧 峠 雅 介

年 度	税 目	期 別	この公告により 変更する納期限	件数・備考
平成23年度	市民税・県民税 (普通徴収)	8 月 随 時 分 以 降	平成23年9月30日 (8月随時分)	計 2 件

(別紙省略)

